

Title	『西洋事情』の語彙再考：政体関連の訳語を中心に
Sub Title	
Author	木村, 義之(Kimura, Yoshiyuki)
Publisher	慶應義塾大学日本語・日本文化教育センター
Publication year	2025
Jtitle	日本語と日本語教育 No.53 (2025. 3) ,p.1- 25
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00189695-20250300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『西洋事情』の語彙再考

—政体関連の訳語を中心に—

木 村 義 之

1. はじめに

福沢諭吉の最初期の著作として知られる『西洋事情』は、欧米社会の政治・経済・文化を平易に紹介したことでよく知られている。木村義之（2020）では『西洋事情』の語のいくつかについて概観したが、改めて『西洋事情』の語彙について考察しようと思う。福沢にとって最初期の著作に現われた語が、その後どのような展開したのかもあわせて観察してみたい。

2. 『西洋事情』の評価と異本

マリオン・ソシエ（2002）は、「『西洋事情』は三つの側面から読むことができると思う。まず第一に題名に表されているように西洋の国々に関するあらゆる情報の系統的な集積としてである。第二には日本に当時存在しなかった社会経済、政治の基本原則を紹介する書物としての読み方である。そして第三に『西洋事情』は当時の日本政府や旧社会構造への強い批判の書でもあった。」と評価している。この際、第三の点は措くとして、第一、第二としてまとめられた「西洋社会の系統的情報の集積」の書としてそこに現われる語彙を検証してみる必要があるかと思う。

『西洋事情』は異版、偽版の多いことでも知られる。逆にこうしたエピソードによっても刊行当時から人々に広く迎えられたことをうかがい知る

ことができる¹。中でも緒方洪庵門下で福沢の先輩に当る黒田行次郎（幸次郎とも）による『増補和解西洋事情』（1868）は、福沢の許可を得ないまま福沢オリジナル本文（慶應二年・尚古堂版）に語句の改変やルビの加筆、附録の作成などを行い、日本で「版權」が問題となった早い事例が出来たことでも知られる²。このような刊行当時の背景には問題ををはらんでいる部分も多い黒田版と、福沢オリジナル版とを比較して、加筆・修正のあった箇所注目すると、同時代の知識人による語および表記に関する意識の差を知ることができる。また、そうした改変部分に当期の日本語の問題点を見出すヒントも潜んでいると考えられる。したがって、本稿では、尚右堂版を対象としながら、黒田版をも適宜参照することとする。

3. 『日本国語大辞典 第2版』の用例に見る『西洋事情』の語彙

JapanKnowledge 版の『日本国語大辞典 第2版』（以下、『日国』と略）では、『西洋事情』からどの程度の語例を採取しているのかを確認したところ³、1073 件の見出し語がヒットした。これらのうち、『西洋事情』を初出用例とする語⁴は 432 例あった。時代を象徴する語例としては、「文明開化」や、今日で言う国際法を表す「万国公法」、福沢が悩まされた版權問題に関する「コピー・ライト」などが挙げられる。ただし、この結果は当期の代表的文献として『西洋事情』を選んだうえで採取した用例であろうから、調査の対象を広げればさかのぼって存在が確認される語例があることは十分に考えられる。それでも近代語としては一つの指標となるであろうから、これらの語誌を個別に検討していくことは重要である。さらに検討が必要なのは、『西洋事情』の用例のみが掲げられる、いわゆる孤例の意味である。これに該当する 121 語を以下に掲げる。また、『日国』が中国資料を出典として挙げているものには＊を付した。

あつれつ【圧例】	ぎじん【議人】	じしゅじさい【自主 自裁】
アリストクラシー	きそく【基則】	ししよ【思処】
アングロサクソン	きとく【窺得】	ししょう【士将】
いきがい【域外】*	鬘(きん)に乗(じょ う)ず*	じじょう【慈情】
いし【異旨】	ぎんけん【銀券】	しっか【失過】*
いぞく【夷俗】*	きんこう【勤工】	しぶん【至文】*
いつげん【溢言】	きんせき【近戚】*	しゅうしんしょく【終 身職】
えいきゅう【営求】*	くほ【煦哺】	しゅうふ【囚俘】*
えいりつ【英律】	ぐんかんたい【軍艦 隊】	じゅつがく【術学】*
えっしゃ【閱者】*	くんしょう【君将】	しゅつにゆうこうぜ い【出入港税】
えっそ【越訴】	くんぷ【君夫】	じょうきとう【蒸気 筒】
おんじん【恩仁】	けいざいしょ【経済 書】	じょうきよ【条挙】
かいけい【改計】	けいめい【掲明】	じょうきょう【常教】
がいそつ【街卒】	けんさ【遣差】*	じょうぜい【常税】*
かいぼうか【海防家】	けんせつ【件説】	じょうひ【常費】
かがくじょうたつ【下 学上達】	こうあく【公悪】	しょうよう【少幼・ 小幼】*
かげんじょうじょ【加 減乗除】	こくそう【国喪】	しゅゆう【緒由】
かしよく【家族】	ごそつ【伍卒】	じんぜんじんび【尽 善尽美】*
かたく【河沢】	こんこう【困耗】*	じんみんきょういく 【人民教育】
かんじ【間時】	させつ【瑣屑】*	せいきょう【盛強・
かんじゃく【干若】	さつやく【撮訳】	
がんへき【頑僻】	さんしょう【参照】	
きしゃ【揮写】	しあく【私悪】	
きじゃきせい【棄邪 帰正】	しこう【私公】	

盛彊】*	にっしゅうげっしょ	へいたん【弊端】*
せいり【生利】	う【日就月将】*	べつぜい【別税】
せいりょう【製了】	はいぼん【杯盆】*	ぼうしよく【冒色】*
せきりん【惜吝】*	ばっこつ【曝骨】	ぼうてき【暴敵】*
せっしょう【拙匠】*	はつりよく【発力】	みょうき【妙奇】
せつべん【説弁・説辯】	はりしつ【玻璃室】	むけい【無係】
せんいん【簽印】	ひい【卑意・鄙意】*	むせい【無政】
せんぎ【戦議】	ひじょう【費冗】	むれい【無霊】
せんざいふきゅう【千載不朽・千歳不朽】	ひじょうひ【非常費】	めいいい【名威】
せんそう【戦装】	びたく【美宅】	もうう【濛雨】*
そうもく【総目】*	ビブリオテーク（仏 bibliotheque）	もうまい【莽昧】
だいくむどう【大悪無道】	びゅう【備有】*	もうめい【濛溟】
たつろ【達路】	びよ【備予・備預】*	ゆうけい【有係】
ていき【帝旗】	びょうしょう【病傷】	ゆうじょう【邑城】
ていとう【底到】	びょうなん【病男】	りひ【利否】
どくい【独意】	ふふく【富福】	りょうあつ【凌圧】*
どっけん【独権】	ふふく【富福】	りょうりんせん【両輪船】
とはん【図版】	フランク（Frank）	ろうたい【老退】
なんざん【難算】	ブリテン（Britain）	
	ふんとうぜい【分頭税】	

上には「釁（きん）に乗（じょう）ず」のように漢籍由来の句例、「アングロサクソン」「フランク」「ブリテン」のような固有名、「アリストクラシー」（用例の語形は「アリストカラシ」）、「ビブリオテーク」（用例の語形は「ビブリオテーキ」）などがあり、西洋の文物制度を紹介した『西洋事情』の資料的性格によって採取された例が含まれている。また、「海防

家」「軍艦隊」「経済書」「終身職」「出入港税」「人民教育」などのように、語構成要素の単位をやや大きく取ったことによって見出し語となった例がある。こうした孤例は、「加減乗除」「参照」などのように今日に伝わる語ならば誤解は少ないが、『西洋事情』以外の用例が見えないことによって福沢独自の用語のように誤解されかねない語もあるだろう。それぞれの語に語誌的な検討を加えるためには、幕末～明治初期の単語リストとして均質でないものが混在していることに常に注意する必要がある。

二字漢語では、「私公」「干若」「緒由」「底到」「妙奇」「名威」のような字順転倒のある語も少なくない。これらは漢籍の用例が挙げられておらず、「失過」「術学」「少幼・小幼」のように漢籍に出典があるものとの区別もしておくべきだろう。字順転倒は字義に類似、対立があると起こりやすいが、『西洋事情』の用例のみが掲げられたことの意味が福沢個人の用語の問題なのか否かを検証することも求められる⁵。

さらに、次の2語は用例としてテキストの問題をはらんでいる。

「圧例」は、『日国』で用例を掲げながら以下のように説明する。

あつ-れつ 【圧例】〔名〕（「例」はさえぎる意）押さえさえぎること。
静めること。

*西洋事情〔1866～70〕〈福沢諭吉〉二・二「外は近傍の土地を并せ、
内は貴族の暴威を圧例して名声日に高し」

尚古堂版は漢字片仮名交じり文なので、挙例で仮名は改められ、漢字も現行通用字体を用い、句読点を補っているが、その他は原典どおりである。これが時事新報社編（1898）『福沢全集 巻1』所収の『西洋事情』本文は漢字平仮名交じりに変わり、該当箇所も「内は貴族の暴威を圧倒して名声日に高し」⁶と語が改変されている。文脈から見れば「圧倒」のほうが通じるが、テキストの扱いとしては『日国』のほうが妥当な処置である。ただし、「例」字に「レツ」の字音があり、「さえぎる」の字義があるのかはやや不審である。たしかに『大漢和辞典 修訂2版』（1989-1990）では、

「例」字は字音を①「レイ」、②「レッ・レチ」とし、①の字義は主に「たぐい、ためし、おおむね」などと記し、②の字義は「さえぎる」であるとする。『日国』の解説はこれに拠っていると思われる。しかし、『全訳漢辞海 第4版』（2017、三省堂）や『漢字源 改訂第6版』（2018、学研）のように近年の定評ある漢和辞書では上の②の字音も字義も認めておらず、孤例であることから語としての存在に疑問が生じる例として扱っておきたい。

また、「家族」について、『日国』では

か-しょく【家族】〔名〕「かぞく（家族）」に同じ。

*西洋事情〔1866～70〕〈福沢諭吉〉初・三「羅馬人初て英国に渡来するまでは此国にセルチック及びゴシックと云へる二個の大家族（シヨク〈注〉アツマル）有て国民之に服従せしと云ふ」

としているが、尚古堂版にも黒田版にもそうした注はなく、やはり『福沢全集 巻1』所収本文で「二個の大家族（右ルビ：シヨク 左ルビ：アツマル）有て」と字音に「シヨク」、語義注として「アツマル」を与えている。「族」字については『大漢和』『漢辞海』『漢字源』のいずれも「シヨク」の音は記載せず、「ソク・ゾク（『大漢和』は「ス」も）」のみである。これも孤例であることから『福沢全集』編纂の過程で付された字音と解釈と考えられる。ちなみにこの注は、岩波書店版の慶應義塾編（1958）『福沢諭吉全集 1』所収の本文には引き継がれていない。これも孤例であることから「カシヨク」の語形を再検討することが求められそうである。

このほかに、『日国』では、

策（さく）を回（めぐ）らす じちょう【持張】 しゅうひん【私有品】 しんせつ【神説】 せいさん【正刪】 とうきゅう【登級】 むくん【無君】 ようがい【洋外】

以上8件について、初出例に『西洋事情』、次出例に『文明論之概略』から用例を抽出し、福沢の著書だけを掲げている（「登級」のみ『福翁自伝』）。孤例ではないが、これらの語も福沢個人の用語か、福沢以外にも用例はあ

るのか、語としての位置づけをおさえておくべき例として留意しておきたい。現在では各種データベースが充実してきているので、こうした語例についても今後、調査を続けていきたいと思う。

4. 政体に関することば

4.1 考察の範囲

『西洋事情』初編は、欧米主要国の概要を紹介するが、「備考」という項目立てがあり、「政治・収税法・国債・紙幣・商人会社・外国交際・兵制」などの欧米の社会制度や、「文学技術・学校・新聞紙・文庫・病院・貧院・啞院・盲院・癩院・痴児院・博物館・博覧会・蒸気機関・蒸気船・蒸気車」のような生活の基盤となる文化的産物が項目として立てられている⁷。先にふれた『西洋事情』の異版の一、黒田版の『増補和解西洋事情』では、「備考」という語は消え、「凡例」を増補しているが、続けて列挙した項目の下には、

セイヂ
政治 政事ヲ云フ

シウゼイハフ
収税法 年貢運上ノ取立方ヲ云フ

コクサイ
国債 非常国難ニテ国人ニ金ヲ借リテオヒメトナルヲ云フ

(以下略)

の下線部のように注釈を加えている。「政治」を「政事」と表記を代えることで旧来の「まつりごと」に比定させて注釈を施したものと考えられる。

その「政治」の項で概説している「政体」すなわち政治形態に言及した部分を引用してみよう（下線は筆者。[] で囲まれた部分は細字双行）。

政治ニ三様アリ曰ク立君 [モナルキ] 礼楽征伐一君ヨリ出ツ曰ク貴族合議、[アリストカラシ] 国内ノ貴族名家相集テ国政ヲ行フ曰ク共和政治 [レポブリック] 門地貴賤ヲ論セス人望ノ属スル者ヲ立テ、主長トナシ国民一般ト協議シテ政ヲ為ス又立君ノ政治ニ二様ノ区別アリ唯

国君一人ノ意ニ随テ事ヲ行フモノヲ立君独裁〔テスポット〕云フ魯西
 亜支那等ノ如キ政治是ナリ。国ニ二王ナシト雖ドモ一定ノ国律アリテ
 君ノ權威ヲ抑制スル者ヲ立君定律〔コンスチチュ^{ママ}トショナル、モナル
 キ〕ト云フ現今欧羅巴ノ諸国此制度ヲ用ユルモノ多シ

上の下線部「立君・貴族合議・共和政治」は、それぞれ monarchy、aristocracy、republic に対応する訳語で、欧米の政治形態を分類したものである。これらは、幕末・明治初期の政体に関する訳語を考察する出発点としてこれまでも注目されてきている。特に、陳力衛（2011）は、democracy と republic の概念を、「共和」「民主」いずれで訳定するかの日中関係を考察し、木村秀次（2013）は『西洋事情』を参考にした村田文夫（1869）『西洋聞見録』の訳語とを対照させている。朱鳳（2017）は唐通事であった何礼之が翻訳した洋書『政体略原』の用語を検証した成果がある。いずれも重要な視点を提示している。木村（2020）でも「政体」に関する語の考察を試みたことがあったが、ここで改めて調査の範囲を広げ、幕末～明治前期の関係啓蒙書、対訳辞書とを合わせ見て、福沢の使い方がどの程度後世につながったかを検証してみよう。

『西洋事情』「政治」の項で、対応する訳語があり、カタカナで転写された英語は aristocracy、constitutional monarchy、despot、monarchy、republic の 5 語である。ただし、constitutional monarchy は 2 語からなる複合語である。

一方、『西洋事情』には「合衆政治」という語がたびたび使用されるが、対応する英語が見えない。『日国』の解説では「国の主権者たる国民全体の合意による政治。民主政治。」として『西洋事情』『文明論之概略』『米欧回覧実記』（1877）の用例が並ぶ。その補注では「republic あるいは democracy の訳語として用いられたらしい。」とするも、対応関係は明確になっておらず、訳語の棲み分けはまだなされていない。『西洋事情』よりもやや遅れるが、欧米の各国事情を紹介した著作に久米邦武（1877）『米欧回覧実記』がある。そこで「政体」に言及する箇所を見ると、次のように見える。

世ニ政体ヲ説クモノ、或ハ分テ立君〔モナルキー〕貴顕政治〔アリストクラシー〕共和〔レボブリック〕ノ三ニ分チ、或ハ压制〔テスポチック〕専治〔エブソリュート〕立憲〔コンステチュショナル〕連合〔ユーナйтеット〕盟約〔コンフィテレーション〕及ヒ「デモクラシー」等ノ各体ヲ分テ、愈出愈繁ナレドモ、压制ト専治トハ君主ノ氣象ニテモ分レ、連合ト盟約ハ立法ノ簡詳ニテモ岐シ、畢竟国民ノ起源、旧慣ノ異ナルニヨルノミ（第 89 卷 欧羅巴洲政俗総論）

これらの下線部で「デモクラシー」にのみ訳語が与えられていないことから「デモクラシー」の概念が安定した理解には至っていないことがわかる。

陳（2011）では日中の語彙交流の事例として、以下のような興味深いことが指摘されている（引用は陳（2019）による）。

「民主」と「共和」両語は早くも中国の古典には出ていたが、19 世紀の半ばころになってようやく西洋概念との照合で意味が更新された。しかも、面白いことに、「民主」は中国語由来の近代訳語、「共和」は日本語由来の近代訳語、西洋概念に対応する際に、両国の対訳は本来別々に行われていて互いに関係していなかった。19 世紀末期から 20 世紀初頭にかけてようやく相圧に浸透しはじめ、即ち中国語の「民主」が日本語に入り、日本語の「共和」は中国語に入ってしまった。

さらに陳は、19 世紀以前の中国語では「民主」基本的に「民ノ主」、即ち君主を意味し、近代的意味の「民ガ主」の形成過程は複雑で外来概念に刺激された結果と見られると述べている点は、デモクラシーと結びつく訳語が「民主主義」よりも「民本主義」であったり、概念も democracy と republic との間であいまいであったことの背景をよくとらえていると思う（4.4 参照）。「民主主義」という語の用例が 20 世紀初頭にデモクラシーと結びついて使用されるようになり、やがて安定して今日に至る経過を眺めると、陳の指摘は端的でありながら重要な視点だと言える。そのため、

『西洋事情』「政治」の項にカタカナで転写された英語に対応する訳語のほかに、訳語が対応していない democracy も加えようとしているのは、こうした背景を考慮したからである。

4.2 aristocracy とその周辺

『西洋事情』では「貴族合議」と訳しており、「貴族会議」とも見える⁸。福沢以前では、初期の明六社員で、後に帝大総長となる加藤弘之が『隣草』（1861＝文久元）で世界の政体を4分類する中で、「豪族専権」と訳している。その他の訳も列挙する部分を引用すれば、以下のとおりである（以下の引用で右肩に付した表番号は、稿末の資料番号に対応する）。

其政体を論すれば君主政治〔洋名モナルキー⁹〕官宰政治〔洋名レピュリーキ¹⁰〕の二政体に外るゝ者なし（略）此二政体各復タニツに分れて君主政治ノ政体は君主握権〔洋名オンペペルクテ¹¹。モナルキー〕上下分権〔洋名ベペルクテ¹²。モナルキー〕の二ツとなり官宰政治の政体は豪族専権〔洋名アリストカラチセ¹³。レピュブリーキ〕と万民同権〔洋名デモカラチセ¹⁴。レピュブリーキ〕の二ツとなるなり故に精細に区別すれば世界万国の政体君主握権、上下分権、豪族専権、万民同権の四政体となるなり

この『隣草』は公刊に至るのが遅れ、『立憲政体略』（1868＝明治元）で議会と憲法を重視する立憲政体論を紹介したことで知られる。『立憲政体略』では『隣草』と対比しながら用語を用いているので、それを以下に引用する。

其政体ハ之ヲ要スルニ二類ニ過キス所謂君政民政是レナリ但シ君政分テ三種トナル即チ君主擅制、君主專治〔隣草ニ君主握権ト称スル〕上下同治〔又君民同治ト訳ス隣草ニ上下分権ト称スル者〕是レナリ民政亦分テ二種トナル即チ貴顕專治〔隣草ニ豪族専権ト称スルモノ〕万民共治〔隣草ニ万民同権ト称スル者〕是レナリ

（政体総論）

ここでは、「豪族専権」が「貴顕專治」と改められ、aristocracy の訳語とし

ては「貴顕専治」の語が多く見られるようになる（表 3-2, 4, 5, 6, 8）。

同じく明六社員であった西周が『百学連環』で「Aristocracy（望族の治）」としているのはやや特殊だが、福沢の使用した「貴族合議」も『西洋事情』以降の文献でもしばしば見ることができる。

- 貴族合議は廟堂にあるもの皆^{シンシン}縉紳にして（『月刊明治』1868.9）
- 貴族合議ハ国内ノ貴族等門閥ノ名ヲ以テ累世政權ヲ掌握スル者ニシテ
（『米国政治略論 卷之 1』1874）
- 貴族合議 貴族トハ特權ヲ得タル一族ノ貴人ナリ
（『百科全書 交際篇』1877）
- KIDZOKU-GOGI, キゾクガウギ, 貴族合議, s. die aristokratisch
Regierungsform, Aristokratie, f. （『和独対訳字林』1877）

現在は一般に「貴族政治」が用いられ、「貴顕」は姿を消したが、「貴族政治」の早い例は『附音挿図英和字彙』（1873, 表 13）に見られる。

4.3 monarchy と constitutional monarchy および despot

『西洋事情』では monarchy を「立君」、constitutional monarchy を「立君定律」と訳すが、「立君定律」という用語は広がりがあったようである。『文明開化内外事情』（1874, 表 6）に「君民同治」と併記するかたちで見え、加藤弘之の『国体新論』にも見えるが（4.4 参照）、今日には伝わらない。この書は緒言に「^{すで}既に^{せいよう}西洋事情^{じぜう}と題^{だい}せる書^{しよ}の一度^{ひとたび}世^よに出てより^か彼の情^{じやう}実^{じつ}を^{つまびらか}詳^{じん}にし人^ち智^{かいめい}を^{こうえき}開明^{おこ}し世^この鴻益^{こうえき}を起せり」と記され、『西洋事情』を参照した跡があるため、当然かもしれない。ただ、monarchy 自体は「立君」すなわち君主の存在を認める、という意味で広がりを見ることができる。しかし、『英独仏和 哲学字彙』（1912, 表 11-3）のように constitutional monarchy を absolute monarchy と対立的な概念ととらえることによって、constitutional は「法」すなわち「憲法」による制限のある「立憲政治」「立憲政体」という用語へ導かれて行くようである。その過程では「憲法」は「国法」（表 12-1, 12-2, 13, 14, 15）や「国憲」（表 8）のよう

な例も見えるが、英和辞書類では「立憲」の訳が安定しつつあり（表 16-1, 16-2, 17）、仏和、独和辞書でも使用されている（表 21, 22, 24, 25）。

また、ここで言う「君主」による政治あるいは統治に関しては *despot* とは異なり、マイナスの価値を含んだものとはなっていない点が今日の意識が異なるのかもしれない¹⁵。まさに陳が述べたように、明治初期ごろは「民ガ主」ではなく「君ガ主」という政体として中立的にとらえる意識があったと考えられる。『百学連環』では「民主の治」に対して「君主の治」と対比的に区別し、ほかにも「民政」に対する「君政」という対比させており、否定的な意味が訳に現われる「圧政」（表 11-1, 11-2, 11-3）などの訳語を担うのはもっぱら *despot* である。

幕末の英和辞書『英和对訳袖珍辞書』（1862, 1866 表 12-1, 12-2）では、

Despot 気促ニ政事スル人

Monarchy 統一政治〔合衆政治ノ反対〕

のように、説明的な訳ではあるが、*despot* には否定的な解釈をしている。『西洋事情』で *despot* に「独裁」の訳を与えたことは、翻訳の態度として評価できるだろう。

4.4 *democracy* と *republic*

現代では *democracy* に「民主主義」を対応させることはほぼ定訳となっているが、先に記したように、『西洋事情』では *democracy* に対応する語は見えず、「合衆政治」にその位置を担わせているように思われるものの、確証はない。それに比べて、西周（表 2）、加藤弘之（表 3-1, 3-2）といった明治初期の啓蒙書にはその *democracy* が登場する。『日国』では「民主」の項の語誌欄に次のように記述している（4.1 参照）。

（1）漢籍では、（1）のように「民ノ主」の意味で、（2）のような「デモクラシー」の意味で用いたのは西周が初めてであった。しかし、漢籍での意味と正反対の意味での使用にとまどいがあり、これが訳語「民主」の定着を阻んだと思われる。

(2) 元来「デモクラシー」と「リパブリック」とは次元の違う概念であるが、明治二〇年代、政治思想としての「デモクラシー」を、北村透谷は「共和制」、若松賤子は「共和主義」と訳すなど、概念の混乱が見られ、「民主」が「デモクラシー」の訳語として定着したのは、明治三〇年代に入ってからであると思われる。

(3) 大正時代になると、「民主主義」は流行語となるが、しかし、当時の日本人には依然としてしっくりこない訳語であったようである。一方で、吉野作造は「民本主義」という語を考案した。

(1) は先に陳が指摘したことで重なり、(2) は表2と重なる。西周のすぐ後に加藤弘之は『国体新論』（1875）では「民主」について一步踏み込んだ発言をしているので以下に掲げておこう（本稿で原語との対訳としては現われなかったので表に組み込まなかった。『西洋事情』『立君定律』の語も見える）。

故ニ方今欧洲各国ノ政体ヲ称シテ君権有限政体或ハ立憲君主政体ト云フ又原語ノ字面ニ拘ハラズ専ラ義訳シテ云フ片ハ君民同治或ハ立君定律トモ云フ実ニ古来未曾有ノ良政体ト称スヘシ又共和政治ト云ヘル政体ノ如キハ君主ヲ立テス民選ヲ以テ大統領等ヲ擧ケ以テ之ニ政令権柄ヲ委子且ツ別ニ立法院ヲ置キ人民ノ代理者ヲ擧ケテ法制ヲ議定セシメ並ニ独立不羈ノ法院ヲ立テ専ヲ司法ノ大権ヲ委托スルカ故ニ政府ノ權力通例専横ニ至ルノ憂ナク随テ人民ノ權利モ亦甚タ大ナル者ナレハ是亦良政体ト云フヘシ故ニ立憲政体ニ君主政体ト民主政体トノ二種アリト雖モ共ニ良正善美ノ政体ト称スヘキ者ナルハ一概ニ其優劣是非ヲ論スルハ不可ナリ特ニ各国古今ノ沿革由来ト及ヒ其人情風習トニ由テ其適否ヲ論シテ可ナリ

立憲政体ハ斯ノ良正善美ノ者ナリト雖モ之ヲ以テ方今世界万国ニ適当スル者ト思フハ大ナル謬見ナリ凡ソ邦国人文既ニ開明進歩シテ少ナクモ中等以上ノ者〔身分ノ中等以上ニ居ル者ノミヲ云フニアラス国中ニ

テ中等以上ノ家産アル者ヲモ云フ] 粗事理ヲ弁シ人情ヲ解スル程ノ国外何的対象ハ此政体決シテ用フ可ラス若シ開明未タ此度ニ至ラサル国ニ於テ此政体ヲ用フルトキハ人民己レカ代理者ヲ選択スルノ知識甚タ之ルキカ故ニ決シ今程当ノ人物ヲ選択スル能ハサルコト必然ナルハ選択ヲ受ケ代理者ユルル者ノ公論亦随テ頑愚取ルニ足ラサルコト固ヨリ論ヲ候タズ
(16ウ～17オ)

加藤が天賦人權論を批判する以前の著作で、今日言うところの直接民主制の危険性なども解説しており、当時としては穏当な解説になっていることは注目したい。

「共和」に関する例としては、荒川惣兵衛（1987）『角川外来語辞典 第2版』で「レポブリック」の語形を見出しに立て、青地林宗（1826）『輿地誌略』の例を初出と「列披貌利吉（レポブリーキ）」と¹⁶、次に『西洋事情』の例を挙げているが、青地の場合、原語の音訳例であり、「共和」は見えない。この点では『西洋事情』の例が「レポブリック」と「共和政治」と対応させている点で評価できる¹⁷。「共和」そのものの初出を『日国』では『英和对訳袖珍辞書』（1862, 表12-1）としているが、ほぼ同時期の『隣草』（1861, 表3-1）では「官宰政治」と訳しているので、この前後に音訳の「列披貌利吉」から「共和」に転じたものと推定され、『立憲政体略』では原語との対照は見えないものの「共和政治」が使用されており、republic の定訳となっていたと考えてよいだろう。

一方で、『西洋事情』は democracy の語を挙げずに、アメリカ合衆国の政体を意識しつつ「合衆政治」の語を使用しているようだが、内田正雄（1870）『輿地誌略』に続く文献では republic に「合衆政治」を対応させるものが見える（表4, 5, 6, 8）が、英和辞書では『英和对訳袖珍辞書』以来一貫して republic の訳は「共和政治」（または「共和政体」）である（表12-1, 12-2, 13, 14-2, 14-3, 15, 16-1, 16-2, 17）。さらには仏和辞書、独和辞書（表18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25）でも同様に「共和政治/政事/政体」の定訳とも

なる¹⁸、ただし、ローマ字表記によってわかることは、「共和」に「キョウワ・キョウカ」と読みにゆれあることに気づく¹⁹。『和英語林集成』再版「英和の部」(1872, 表 14-2) では「DEMOCRACY」「REPUBLIC」いずれも「キョウカ」の読みで、「和英の部」でも「KIYO-KA-SEIJI, キョウカセイジ, 共和政事, n. Republican or Democratic form of government. 」となっている。これが同三版「和英の部」(1886) では「KYOWA キョウワ 共和 Republican, democratic:—seiji」となり、「キョウワ」に落ち着く²⁰。

術語のグロッサリーとしての『哲学字彙』(表 11-1, 11-2, 11-3) では「Democracy 民政」「Republic 共和政治」と訳し分けている点が特徴的だと言える。「民政」の使用は、英華字典とのかかわりを思わせる。

英和辞書で「民主」が見えるのは 20 世紀初頭になったあたりからであろう(表 16-1, 16-2)。これがさらに「民主主義」として訳語の安定を見るまでには時間を要する。

ここで再び『西洋事情』に独自の注釈を施した黒田行次郎の著作『政体新論』に目を向ける²¹。この凡例には、キンライ チョジュツセイヤウシヨ カガク ヤクシヨ
近來ノ著述西洋諸科学ノ訳書
モツトモオホ マタワウ \ ゲンブン ヤク イ ヤウセキ ト ヘンジュツ シヨ ナ モノスクナ
最 多シ亦往々原文ヲ訳セズシテ意ヲ洋籍ニ取り編述シテ書ヲ為ス者 少
リフケンセイタイリヤク ルイコレ
カラズ立憲政体略ノ類是ナリ」と記し、『立憲政体略』には批判的な姿勢を見せる。しかし、『政体新論』本編には原語が示されず、先行書をなぞるような解説で本文が構成される。これは『西洋事情』に「増補和解」を施した態度と通底する。ただ、黒田の用語を、当時の前後する文献と比較して観察すると、相対的にその位置づけが見えてくるので興味深い点もある。

黒田は『政体新論』で、加藤『国体新論』に見える「立憲政体」を用いてもいるが、加藤『立憲政体略』の用語(表 3-2)とはほぼ重なる。すなわち、aristocracy に「貴顕専治」、democracy に「万民共治」、monarchy に「君主擅制君主専治」という対応である。しかし、「共和政治」に関しては、

民政旧訳ニ共和政治ト云ヒ新訳ニハ又多頭政治トモ云フ亦政体ノ名ニ

シテ最モ解シ難キ語ナリ

(「民政」の項)

と記す。たしかに「共和政治」は幕末から存在するので、「旧訳」という認識は誤りではないとしても、republic の新訳として「多頭政治」を取り上げるのは、以後の訳定の結果を見ると傍流に属する。明治初期にあって、democracy と republic の政治形態としての理解と検討は始まったばかりであることが象徴的にわかる訳語認定の様相であろう。

5. おわりに

『西洋事情』の語彙を検討する際に、個別にはどのような語に焦点を当てる必要があるか、『西洋事情』で用いられた語が後世に伝わったか否か、といった問題を具体例を挙げながら考察してみた。語ごとの検討はさらに今後の課題として残されている。

以下の表は、本稿でふれた用例と出典をまとめたものである。なお、表を作成する際に、文献の性格の類似や関連の度合い、辞書の版次などがまとまるようにしたため、必ずしも年代順になっていない。また、表の末尾には、複数の欧米語訳がある政治学の専門辞書から訳語と原語をまとめ示し、参考に供した。掲出にあたり、漢字は現行通用字体に改め、ルビは()に納めた。左ルビのある場合は／のあとに記した。細字双行は[]内に入れた。

No.	文獻	原語	Artisocracy	Constitutional monarchy	Democracy	Despot	Monarchy	Republic
1	西洋事情 1866～1870	貴族合議「アリスト カラチセ」 貴族会議	貴族合議「アリスト カラチセ」 貴族会議	立君定律「コンスチ テューショナル・モナル キ」	(合衆政治)	立君独裁「デスポ ット」	立君「モナルキ」	共和政治「レポ ブリック」
2	百学連環 1871	Aristocracy (望族の 治)	constitutional (有制) monarchy (立君政治)		Democracy (民主の 治)	Despotism (君主専 横)	Monarchy (君主の治)	World (四海) Repub- lic (共和) & Eternal (無疆) Peace (治 体) constitutional re- public (共和政治)
3-1	隣草 1861	豪族専横「洋名アリ ストカラチセ。レブ ユアブリーキ」	上下分権「洋名ベベル クテ。モナルキー」	万民同権「洋名デモ カラチセ。レブユア ブリーキ」			君主政治「洋名モナ ルキー」 君主専横「洋名オン ベベルクテ。モナル キー」	官等政治「洋名レ ブユブリーキ」
3-2	立憲政体略 1868	貴顕専治「隣草ニ豪 族専横ト称スル者」	上下同治「又君民同治 ト訳ス隣草ニ上下分権 ト称スル者」	万民共治「隣草ニ 万民同権ト称スルモ ノ」			君主擅制君主専治 「隣草ニ君主専横ト 称スル者」	(共和政治)
3-3	政体新論 1874	貴顕専治「キケンセ ンチ」	立憲政体「リフケンセ イテイ」	万民共治「バンミン キョウチ」			君主擅制「クンシユ ダンセイ」君主専治 (クンシユセンザ)	旧訳：共和政治「キ ョウクワセイチ」 新訳：多頭政治「タ トウセイチ」
4	興地誌略 1870	貴顕専治「アリスト クラシー」	君民同治「コンスチ テューショナルモナ ルキ」	君民同治「コンスチ テューショナルモナ ルキ」		君主擅制「デスポチ スム」	君主専治「アブソ ルートモナルキ」	合衆政治「リバブ リック」
5	世界国名詳覧 1873	貴顕専治「きけんせ んち/アリストクラ シー」	君民同治「くんみん きょうち/コンスチ テューショナルモナ ルキ」	君民同治「くんみん きょうち/コンスチ テューショナルモナ ルキ」			君主専治「くんしゆ せんち/アブソル ートモナルキ」	合衆政治「がつし ゆせいち/リバブ リック」
6	文明開化内外 事情 1874	アリストクラシー 貴 顕専治「きけんせん ち」	コンスチテューシヨナ ルモナルキ 君民同治 (くんみんどうじ) / 立君定律「りつくんて いりつ」	コンスチテューシヨナ ルモナルキ 君民同治 (くんみんどうじ) / 立君定律「りつくんて いりつ」		デスポチスム 君主擅 制「くんしゆだんせ いママ」	アブソルートモナル キ 君主専治「くんし ゆせんち」/立君独 裁「りつくんどくさ い」	リバブブリック 合衆 政治「くわつし ゆせいち」/共和政 治「きやうくわせい い」
7	米欧開覽実記 1877	貴顕政治「アリスト クラシー」	立憲「コンスチテュー シヨナル」	デモクラシー		圧制「デスポチック」	立君「モナルキー」	共和「レポブリッ ク」
8	訓蒙寶字要略 1877	貴顕専治「キケンセ ンチ」[アリストクラ シー]	国憲「コクケン/クニ ノオキテ」[コンスチ テューション]	民政「ミンセイ」[デ モクラシー]	君主擅制「クンシユ センセイ」[デスポチ スム]		君政「クンセイ」[モ ナルキー]	合衆共治「ガツシ ユキヤウチ」[リバ ブリック]

9	蔡都思英華字典 1847-48	ARISTOCRACY 諸侯弄權	CONSTITUTION form of government 政事 system of laws 國法, 律例, 定規	DEMOCRACY 衆人の國統, 衆人の治理, 多人亂管, 小民弄權	DESPOT 霸王, 虐君	REPUBLIC 公共之政治, 舉眾政治之國
10-1	羅存德英華字典 1866-69	Aristocracy a fom of government, in which the supreme power is vested in a privileged order, 爵位統轄, 爵位之政, 爵位治國, 諸侯擄權, 諸侯弄權	Constitutional authorized by the constitution of a government 合法, 國法, 合律法	Democracy, Government by the people, 民政, 衆人管轄, 百姓弄權	Despot, an emperor, king or prince invested with absolute power 虐王, 霸王, 暴虐的	Republic 衆政之邦, 衆政之國, 公共之政治
10-2	井上哲次郎訂增英華字典 1884	Aristocracy, a fom of government, in which the supreme power is vested in a privileged order, 爵位統轄, 爵位之政, 爵位治國, 諸侯擄權, 諸侯弄權, 侯用權	Constitutional, authorized by the constitution of a government 合法, 國法, 合律法	Democracy, Government by the people, 民政, 衆人管轄, 百姓弄權, 推民自主之國政	Despot, an emperor, king or prince invested with absolute power 皇, 自主之君 a tyrant 虐王, 霸王, 暴虐的	Republic 衆政之邦, 衆政之國, 公共之政治, 合衆政治之國, 民主之國
11-1	哲學字彙 1881	Aristocracy 貴族政治	Constitutional government 立憲政治	Democracy 民政	Despotic government 压制政治	Republic 共和政治
11-2	政訂增補哲學字彙 1884	Aristocracy 貴族政治	Constitutional monarchy 君民共治	Democracy 民政, 平民政治 Social democracy 社会民政	Despotism 压政 Despotic government 压制政治	Republic 共和政治
11-3	英独仏和哲學字彙 1912	Aristocracy 貴族政体	Constitutional monarchy 立憲政体 constitution 憲法 (政), 成形, 構造, 組織	Democracy 民政, 平民政治 Social democracy 社会民政	Despotism 压政 Political despotism 政治的压政	Republic 共和政治, 共和国, 共和政体
12-1	英和袖珍・文久 2 1862	Aristocracy 諸侯ノ權柄	Constitutional 事情又國法ニ從フ	Democracy 共和政治	Despot 氣限ニ政事スル人	Republic 共和政治
12-2	英和袖珍・慶應 2 1866	Aristocracy 諸侯ノ權柄	Constitutional 事情又國法ニ從フ	Democracy 共和政治	Despot 氣限ニ政事スル人	Republic 共和政治
13	附音押図英和字彙 1873	Aristocracy 貴族政治ノ体裁 (タイサイ), 貴族	Constitutional 本質ノ, 性質ノ, 政体ノ, 国法ニ合 (カナ) フ, 律例ニ合フ	Democracy 共和 (キヨウ) 政治 (セイヂ), 民政 (ミンセイ)	Despot 自主 (ジシユ) ノ君 (キミ), 專政 (セシセイ) ノ君 (キミ)	Republic 共和政治 (キヨウワセイヂ)

14-1	ヘボン 1 1867	—	—	—	—	—	—
14-2	ヘボン 2 1872	ARISTOCRACY Kuwa-zoku, kuge, iye-gara.	CONSTITUTIONAL Seishitsu; kumitate, jin- tai, shō, shō-ai, sei-tai, sei-ji; hōritsu, okite.	DEMOCRACY kiyō- kiwa ママ- sei-ji	DESPOT Kimama ni matsuigoto suru mono.	MONARCHY Gunken.	REPUBLIC Kiyoka- sei-ji
14-3	ヘボン 3 1886	ARISTOCRACY Kuwarzoku, kuge, iegara.	CONSTITUTIONAL Umare-tuski na, koku- hō ni shitagau. — government, rikenseitai.	DEMOCRACY Kyōwa-sei-ji, minsei.	DESPOT Kimama ni matsuigoto suru mono. sensei-kunshu	MONARCHY Gunken, kunsei.	REPUBLIC Kyowa- sei-ji
15	ウェブスター 氏和訳字彙 1888	Aristocracy 貴族政体, 貴族, 貴族政治	Constitutional 本質ノ 性質ノ, 政体ノ, 国法 ニ合(カナ)フ, 律例 ニ合フ, 憲法ノ	Democracy 共和政治, 民政, 共和党ノ主義 [合衆国ハ諸州ノ共和 ヨリナルモノナル ヲ以テ主権諸州ニア リテ中央政府ニアラ ザルトスル論]	Despot 暴君, 自主ノ 君, 専制ノ君, 虐主 君, 専制ノ君, 君主	Monarchy 立君政治, 独裁ノ国, 王国, 帝 国, 君政	Republic 共和政治, 共和国, 君民共治 国, 代議政体国
16-1	新訳英和辞典 1902	Aristocracy ①貴族, ② 貴族政治	Constitutional a. ①生来 ノ, 生得ノ, ②憲法ニ 合ヘル, 立憲的, ③憲 法ノ, 国法ノ, ④憲法 ニ依リテ政ヲ行フ, ⑤ 体軀ヲ養フタメノ, 保 養的, 一, n. 保養の散 歩, 保養の運動, —ism, n. ①立憲政体ノ道, 立 憲政体ノ本義, ②憲法 擁護, 憲政論, 憲政主 義, 一st, n. 憲法擁護 者, 憲法論者, 憲政主 義ノ人, —ly. ad. ① 憲法ニ従ヒテ, 立憲的 ニ, ②生来.	Democracy ①民主政 体, 平民政治, 民政, ②民政黨; 民政黨ノ 主義, ③民衆 cf. Democrat ①民主 政体ノ主義ヲ執ル 人, 民政論者, ②民 政黨員.	Despot 暴君, 虐主, 庄 制者, 専制家. cf. Despotism ①無限 ノ権, 專權, ②專制 主義, 專制政治, 暴 政, 苛政.	Monarchy ①王政, 君 政, 立君政治, 君主政 体, ②王国, 君主国.	Republic 共和政体, 共和国. Republic of letters. 學者社会, 衆儒

16-2	模範英和辞典 1911	Aristocracy ①貴族政治 ②貴族 貴族団体 貴族社会	Constitutional a. ①生まれ (シヤウライ) ノ、生得 (シヤウトク) ノ、ウマレツキ、タチノ②憲法ニ従 (シタガ) ヘル、立憲 (リツケン) ノ、法治ノ③憲法ノ、国法ヲ行フ、⑤身体 (カラ) ノタメ、保養 (ホヤウ) ノ、—、n. 保養的散歩、保養的運動。 Constitutionalism, n. ①立憲制、立憲主義。 ②憲法擁護 (ヨウゴ)、憲政論、憲法主義 Constitutionalist, n. 憲法擁護者、憲法論者、憲政主義ノ人。 Constitutionally. ad. ①生来。 ②憲法ニ従テ、立憲的に	Democracy ①民主政体、平民政治、民政。② [D-] 民政党；民政党ノ主義。③民衆 Democrat ①民主政体論者、民政論者。② [D-] 民政黨員。	Despot 暴君 (ギヤクシヤク)。虐政者、専制家。Despotism ①無限ノ權、專權、專制。②專制主義、專制政治。虐政、苛政。	Monarchy ①王政、君主政、立君政治。君主政体。②王国、君主国	Republic 共和政体、民政；共和国
17	井上英和大辞典 1915	Aristocracy ①上流公民政治、賢良政治。②貴族政治。③貴族、貴族団体、貴族社会。	Constitutional ①生まれ、生れつきの、②要素、③立憲的、④健康を保つ為の constitutional government 立憲政体 constitutional sovereign 立憲君主。 Constitutionalism 立憲正体、憲政、立憲政治主義。 Constitutionalist 憲法論者、憲法主義者。 Constitutionally ①生来、素質上。②身体上。③憲法上、立憲的に。	Democracy ①民主政体論者、民政。② [D-] 民主黨員。democrat ①民主政体論者、民政論者。②《米》民主黨員。	Despot ①専制君主。②暴君、虐主、制者。	Monarchy ①君主国、王国。②君主政治、君主政体。③君主主義 absolute monarchy 専制君主政体 limited monarchy 立憲君主政体、立憲君主国、立憲王国。	Republic ①共和国、民政、共和政治、共和政体。②《比喩》せる人又は動物の社会。

18	仏語明要 1864	aristocratie ハハトリ ンノ頭多キ政府 cf. aristocrate バトリ シー政府ノ頭目 aristocratique 権ハ貴 人ノ手ニアル政治ノ cf. aristodémocratie 共 和政治	constitutionnelle, le, adj 公法ニ同様ナル	démocratie 合衆政府	despotisme 独立ノ政 治 cf. despote 独立国王 despotiser 随意ニ支配 スル	monarchie 統一ノ国	république 共和政治 ノ国
19	官許仏和辞典 1871	Aristocratie 貴族政治 Aristodémocratie 貴族 共和	Constitution, sf. 政体。体 順序。命令。組立。体 質。慣習。	Démocratie 共和政治	Désotisme 君主擅制	Monarchie 統一政治	République 共和政 治
20	仏和字彙 1886	Aristocratie 貴族政治 Aristodémocratie 貴族 共和	Constitutionnelle, elle adj. 憲法ニ合フタル。立憲 ノ。国憲ノ。	Démocratie 共和政治	Désotisme 君主擅制	Monarchie 立君政治	République 共和政 治
21	仏和辞林 1887	Aristocratie s.f. 貴族 政体	Constitutionnelle, elle adj. 憲法ニ合フタル。立憲 ノ。国憲ノ。立憲政 government—立憲政	Démocratie s.f. 民政。 民政国。利民政事。 民政党。	Despote s.m. 専政君主。 暴君。希臘諸王 ノ稱号。圧制者。 Despotique adj. 専政 君主ノ。尊怒ノ。一。 sub 君主独裁国。	Monarchie s.f. 立君政 治。立君国。	République s.f. 公 事。政治。共和政 体。共和国。集合。
22	李和袖珍字書 1872	Aristokrat, m. [アア デル] ノ権柄 Aristokratie, f. 同上ノ 女ノケンベイ Aristokratisch, a. [ア アデル] ノケンベイ ノ Adel, m. キゾク貴族。 ア、デルノクラ井 Adelsherrschaft, f. 同 上ノケンベイ 権柄			Despot, m キママニセ イジワスルヒト 随意 為政人	Monarch, m. デンシ天 子。ケンシユ君主。 コクワウ国王 Monarchie, f. トウイ ツセイジ統一政事 Alleinhanbel, m. トウ イツセイジ統一政事 Alleinherrschaft, m. ト ウイツセイジ Alleinherrscher, m. コ クワウ国王ケンワウ 君王	Republik, f. キヤウ ワセイジ 共和政事 Republikaner, m. 全 上ノ国ノ住民 Republikanisch, a. キヤウワセイセイジノ
23	独和辞彙 1883	Aristokrat, m. 貴族政 治ヲ好ム人 Aristokratie, f. 貴族政 治 Aristokratisch, a. 貴族 政治ノ		Demokrat, m. 民政党 Demokratie, f. 民主政 治 demokratisch, a. ad 民 主政治ノ Demokratismus, m. 民 主政治ニ従フコト	Despot, m. 君主独裁 君主ノ。尊怒ノ。一。 sub 君主独裁国。	Monarch, m. 独裁ノ 君。国君 Monarchie, f. 立君政 治 Monarchisch, a. 君 主ノ z Alleinherrschaft, f. 君主独裁政治 Alleinherrscher, m. 独 裁ノ君主	Republik, f. 共和政 治。共和国 Republikaner, m. 共 和国ノ人民 Republikanisch, a. 共和政治ノ Republikanismus, m. 共和心

24	独和字典大全 1885	Aristokrat. m. (-en, -pl-en) 貴族政体党. Aristokratie. f. (-, -pl-en) 貴族政体	Konstitution. f. (-, pl-en) 組成。気質。○政体。憲法。 Konstitutionelle. a. 本質ノ。○政体ノ。憲法ノ。	Demokratie. f. (-, pl-en) 共和政治。民主政体。	Despot. m. (-en, pl-en) 専政ノ君。獨裁ノ君。Despotie. f. (-) 専政々体。寡人政体。圧制政治。	Monarch. m. (-en, pl-en) 獨裁ノ君。君主。皇帝。 Monarchie. f. (-en, pl-en) 立君政体。一頭政治。	Republik. f. (-en, pl-en) 共和政治。共和國。
25	独和字書大全 1890	Aristokrat. m. 爵位欄 権党 (シヤクワイランケントウ), 貴族政治 (キソクセイシ) 党 Aristokratie 爵位統括 (シヤクワイトウカツ), 貴族政治。	Constitution. f. 次序, 政体 (セイタイ), 国政, 憲法 (ケンパウ), 体質稟賦 (タイシツリンフ) Constitutionnell. a. ad. 立憲ノ	Demokrat. m. 民政党 (ミンセイトウ) Demokratie. f. 民主政治 (ヂ) demokratisch. a. ad 民主政治ノ Demokratismus. m. 民主政治熱心 (ネツシン), 民主政治ニ從 (シタガ) フコト	Despot. m 自主 (ジシユ) ノ君 (キミ)。專制 (センセイ) ノ君 (キミ)。 Despotie. Despotismus フ見ヨ Despotismus 圧 (アツ) 制政治 (ヂ), 獨裁 (ドクサイ) 政	Monarch Alleinherrscher フ見ヨ Monarchie Alleinherrschaft フ見ヨ Alleinherrschaft f. 君政 (クンセイ), 立 (リツ) 君政治, 一頭 (トウ) 政治, 獨裁 (ドクセイ) 政治 Monarchie 獨裁君主	Republik. f. 共和政治。共和國 Republikaner. m. 共和國ノ人民。共和政治家 republikanisch. a. 共和政治ノ republikanismen. republikanisieren. v.a.r. 共和國ニスル Republikanismus. m. 共和政治心。共和政治ノ組織 (ソノキ), 共和政治ノ体裁 (テイサイ)
	平凡社政治學 事典 1954	貴族制 英 aristocracy 獨 Aristokratie 仏 aristocratie	立憲君主制 英 constitutional monarchy 獨 Konstitutionelle Monarchie 仏 monarchie constitutionnelle	民主主義 英 democracy 獨 Demokratie 仏 démocratie 露 demokratija	專制政治 英 despotism, absolutism, autocracy, tyranny	君主制 英 monarchy 獨 Monarchie 仏 monarchie	共和制 英 republic, republican government 獨 Republik 仏 republique

参考文献

- 李漢燮（1985）『「西遊見聞」の漢字語について—日本から入った語を中心に—』『国語学』141
- 伊藤正雄（1958）『福沢諭吉入門—その言葉と解説—』毎日新聞社
- 木村秀次（2013）『近代文明と漢語』おうふう
- 木村一・大野寿子（2017）『明治初期の独和辞書と和独辞書—序文の翻訳と解説を中心に—』『文学論叢』（東洋大学）
- 木村義之（2020）『福沢諭吉の語彙』陳力衛編『近代の語彙 1』朝倉書店
- 佐藤亨（1986）『西洋事情の語彙』『幕末・明治初期語彙の研究』桜楓社
- 朱鳳（2017）『何礼之とその翻訳書について—『政治略原』の漢字翻訳語を中心に—』『関西大学東西学術研究所紀要』50
- 進藤咲子（1981）『明治時代語の研究—語彙と文章—』明治書院
- 杉本つとむ（1983）『日本翻訳語史の研究』八坂書房
- （2015）『演説』『江戸時代翻訳語の世界—近代化を推進した訳語を検証する』八坂書房
- 陳力衛（2011）『「民主」と「共和」—近代日中概念の形成とその相互影響—』『成城大学経済研究』194
- （2019）『近代知の翻訳と伝播—漢語を媒介に—』
- 松井利彦（1984）『明治初期の法令用語と造語法』『広島女子大学文学部紀要』19
- マリオン・ソシエ注釈・解説、西川俊作解説（2002）『福沢諭吉著作集 1 西洋事情』慶應義塾大学出版会

資料

- 日本国語大辞典刊行会（2000～02）『日本国語大辞典 第2版』はジャパンナレッジ <https://japanknowledge-com.kras1.lib.keio.ac.jp/library/> に拠った。
- 青地林宗（1826）『輿地誌略』：国書刊行会編（1913）『文明源流叢書 1』国書刊行会、所収
- 中村哲・丸山真男（1954）『政治学事典』平凡社
- 福澤諭吉事典編集委員会編集（2010）『福澤諭吉事典』慶應義塾
- 『日本国語大辞典 第2版』小学館 japanKnowledge 版
- 諸橋轍次他編（1989-1990）『大漢和辞典 修訂2版』大修館書店

表の番号に対応する資料は、以下のデータベースと書籍による。

- 慶應義塾大学メディアセンター デジタルで読む福澤諭吉 <https://dcollections.lib.keio.ac.jp/ja/fukuzawa/a02/3> = 1
- 大久保利謙編（1981）『西周全集 4』宗高書房 = 2
- 加藤弘之（1861）『隣草』上田勝美（1990）『加藤弘之文書 1』同朋社出版 = 3-1
- 国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/> 3-2, 4, 5, 7, 8, 11-1, 11-2, 11-3, 13, 15, 16-1, 16-2, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 黒田行次郎『増補和解西洋事情』、黒田元行（1874）『政体新論』、加藤弘之（1875）『国体新論』
- 中央研究院近代史研究所 英華字典 <http://mhdb.mh.sinica.edu.tw/dictionary/> = 9, 10-1, 10-2
- 明治学院大学図書館 デジタル和英語林集成 <http://www.meijigakuin.ac.jp/mgda/waei/search/>

早稲田大学古典籍データベース <https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/index> = 6, 12-1, 12-2
 明治学院大学図書館 デジタル和英語林集成 <http://www.meijigakuin.ac.jp/mgda/waci/search/> =
 14-1, 14-2, 14-3

注

- 1 時事新報社編（1898）『福沢全集緒言』に、「西洋事情は余が著中中も広く世に行はれ最も能く人の目に触れた書にして其初編の如き著者の手より発売したる部数も十五万部に下らず之に加ふるに当時上方辺流行偽版を以てすれば二十万乃至二十五万部は間違ひなかる可し」（原文のルビは削除）とある。
- 2 『西洋事情』は刊本となる以前に写本でも読まれていたという。こうした異本、偽版については『福沢論吉事典』（2010、慶應義塾大学出版会）『『西洋事情』の流布』（松崎欣一執筆）を参照。版本で刊行される以前に、写本で読まれていたことを示す資料は富田正文によって「写本『西洋事情』」として慶應義塾編『福沢論吉全集第 19 卷』（1971、岩波書店）に載録されているが、福沢の自筆稿本は残っていないとされる。
- 3 出典一覧によれば、底本を「慶應義塾出版局」と記してあるので、慶応二年・尚古堂版ではなく、明治 6 年 3 月に新版として刊行された版を使用していると見られる。
- 4 ここで言う初出用例とは、語形それ自体が初出となっているものだけでなく、語釈がプランチに分れた用法ごとの初出も含む。
- 5 「間時」は「時間」とは別語で、「あいだの時間」の意である。
- 6 引用に当り、漢字は現行通用自体に改めた。
- 7 この「備考」は今日とは異なる用法に見える。各国別の事情を紹介する準備段階として、項目ごとに行った「概説」と考えるのが妥当ではないだろうか。
- 8 このあとに、「国内ノ貴族、上院ニ会シテ事ヲ議スルハ貴族会議ノ政治ナリ」として「貴族会議」の例もあるが、福沢はおおむね「貴族合議」を用いているようである。
- 9 monarchie
- 10 republik
- 11 ombeperkte = 無制限の
- 12 beperkte = 制限された
- 13 aristocratische
- 14 democratischer
- 15 『国史大辞典』（1979-1997、吉川弘文館）「民主主義」の項（雨宮昭一執筆）では、「ただ、民主主義がプラスの価値として自明化したのは歴史上、ごく最近のことである。近代に至るまで民主主義を衆愚政治とする否定的な評価がなされていた。十七、八世紀のヨーロッパ市民革命の時代に、貴族政治・絶対主義政治に対してミドルクラス（新興資本家階級）は、民主主義政治を対置した。十九世紀に至ると新しい支配階級としてのミドルクラスの合言葉は自由、または自由主義となった。」とある。
- 16 『文明源流叢書 1』（1913、国書刊行会）所収の『輿地誌略』には「勿^{ベネチヤ}掬祭^{レボ}亞^{フリネ} [以下三列抜貌利吉] とある。
- 17 『日国』の「リパブリック」には「*政体観〔1898〕（須崎黙堂）「自由主義拡張せらるればレパブリックとなり、デモクラシーとなり」を初出としているが、『西洋事情』の用例が『日国』で採用されなかったことは不審である。Republic の音転写として福沢は「レボブ

リック」としているが、「リパブリック」を代表形態として見出しを立てるなら、『西洋事情』の用例のほうが早いはずである。

- 18 『日国』の語誌欄に、「共和政治」という訳語は、拳例の蘭学系の辞書「英和对訳袖珍辞書」を経て、明治初期の独和、仏和、英和辞書などに受け継がれていった。」とある。
- 19 この点は『日国』でも「きょうわせいじ・きょうかせいじ」の両方を見出しする。
- 20 『和英語林集成』と関連があると言われる『和独対訳字林』（1877）でも同一ページで相互参照させるかたちで

KIYOWA-SEIDJI, キヨワセイジ, 共和政事, S.Demokratie, f.; *dasselbe wie* KİYOKA-SEIJI.

KİYOKA-SEIDJI, キヤウカセイジ, 共和政事, s.die republikanische od.demokratische
Regierungsform.

と見える。

- 21 本書では著者名が黒田行元となっている。黒田の通称の一であるらしい。なお、黒田には麴廬の号もある。